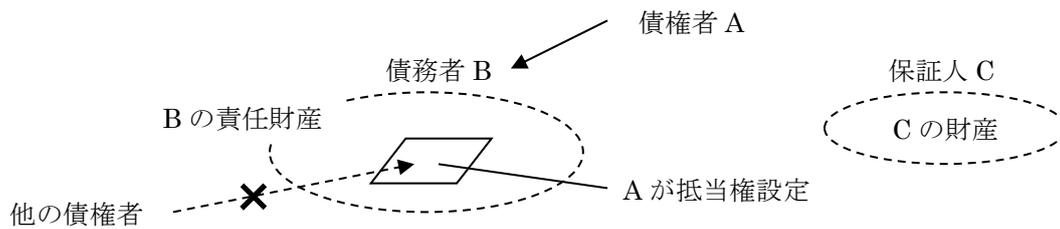


## 4. 商人間の売買の担保

### 4-1. 担保と倒産

#### (1) 担保

人的担保		保証、連帯債務
物的担保	典型担保	法定担保物権 留置権、先取特権
		約定担保物権 抵当権、質権
	非典型担保	譲渡担保、売渡担保、仮登記担保、所有権留保



#### ① 人的担保

#### ② 物的担保

##### 債権者平等の原則

債権者は債務者の責任財産から債権額に応じて平等に満足を得られる  
(ある債権者が債務者の財産に強制執行→他の債権者も配当に参加。民執 51 I etc.)

##### 担保としての機能を有するその他の制度 (「債権総論」)

債権譲渡 (民 466 以下)  
代物弁済 (民 482)  
相殺 (民 505 以下) : 相殺の担保的機能

(2)企業の倒産

債務者の決定的な経済的破綻（弁済期にある債務を一般的に弁済できず）

→倒産状況整理の必要性

私的整理（反対者を拘束できず、また、不正の可能性）

倒産手続

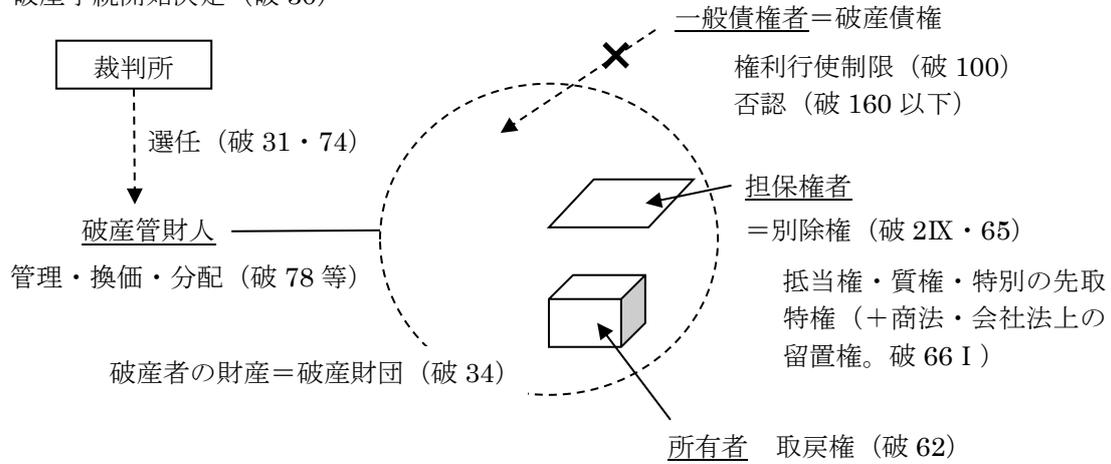
	債務者の属性問わず	債務者＝株式会社
清算型（債務者の全財産の清算）	破産	特別清算
再建型（債務者の再建）	民事再生	会社更生

(3)破産手続

破産手続開始原因（破 15・16）＝債務者の支払不能・債務超過

破産手続開始申立て（破 18・19）

破産手続開始決定（破 30）



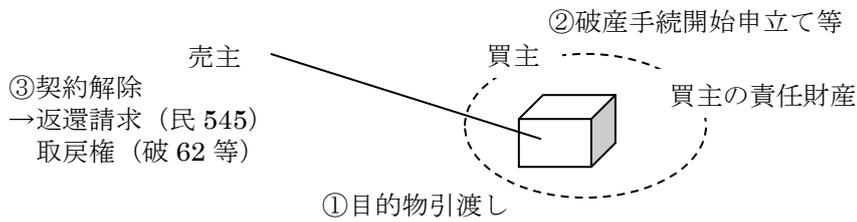
(4)民事再生手続・会社更生手続

・手続開始時期（民再 21 I、会更 17 I 参照）

・担保権の実行の制約（民再 31、会更 24・47 参照）

## 4-2.解除特約と所有権留保

### (1)解除特約



無効説 ⇔ 有効説

#### **事例 4-a** 解除特約

Xは、Aに対してトラッククレーンを販売し、代金600万円は30回の分割弁済とした。この売買契約では、Aについて破産や会社更生等の申立ての原因になる事実が発生したときは、Xは催告をせずに契約を解除できる旨が定められていた。Aは、代金のうち400万円を支払った後、会社更生の申立てをした。Xは契約解除の意思表示をし、その後、Aの更生管財人Yに対して、取戻権(会更64)の行使としてトラッククレーンの引渡しを請求した。

#### 最判昭57・3・30民集36-3-484

「買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的……を害するものであるから、その効力を肯認しえないものといわなければならない。」

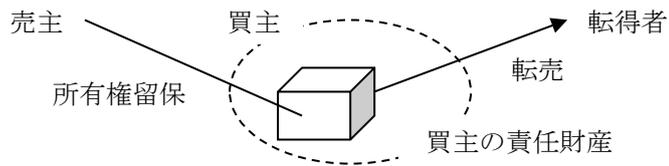
#### 判決の射程

- ・会社更生手続以外の手続なら？
  
- ・事案＝買主が代金の半分以上を払っていた

最判平 20・12・16 民集 62-10-2561

(民事再生手続開始申立てをファイナンス・リース契約の解除原因とする特約)

(2)所有権留保



①契約解除不要

②目的物転売→即時取得 (民 192)

・登録された自動車 (最判昭 62・4・24 判時 1243-24)

・機械など (ネームプレート)

買主の倒産手続における扱い：判例 (最判平 22・6・4 民集 64-4-1107 参照)・通説

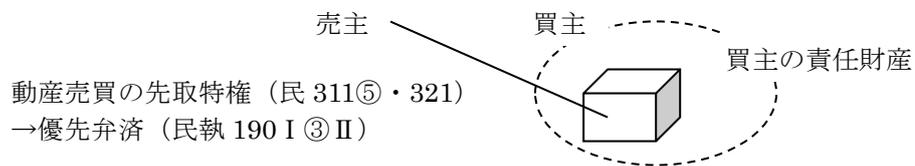
### 4-3. 動産売買の先取特権

(1) 先取特権（民 303 以下、また、建物区分 7 など）

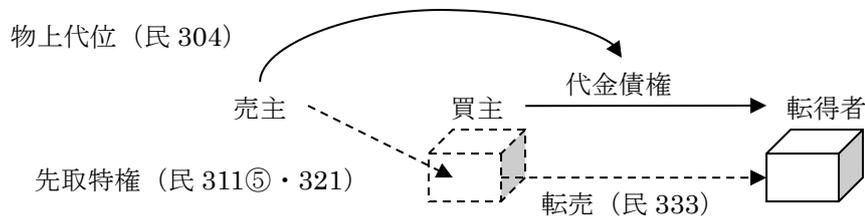
一定の債権を有する者が債務者の財産から優先弁済を受けることができる権利

公示なし（⇔ 抵当権）

(2) 動産売買の先取特権



(3) 物上代位



「その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない」(民 304 I 但)

① 代金債権について支払い・代金債権の譲渡 (最判平 17・2・22 民集 59-2-314)

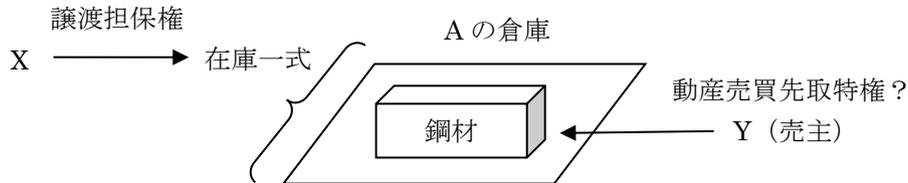
② それ以前 (最判昭 59・2・2 民集 38-3-431、最判昭 60・7・19 民集 39-5-1326)

- ・ 買主について破産手続開始
- ・ 買主の一般債権者が債権を差押え

(4)集合動産譲渡担保との関係

**事例 4-b** 集合動産譲渡担保と動産売買先取特権

Xは、Aに対して債権を有しており、それを担保するため、Aの倉庫内に存在する一切の在庫商品を目的とする譲渡担保権を有していた。他方で、YはAに鋼材を販売し、Aの倉庫内に搬入した。Aはその代金を支払わず、Yは鋼材について動産売買先取特権にもとづく競売申立てを行った。Xは、鋼材の所有権は上記の譲渡担保の設定契約の定めから自分が取得したと主張し、Yの申立てに異議を唱えた。



譲渡担保と集合動産譲渡担保

譲渡担保＝債権の担保のために、債務者の物（担保目的物）の所有権を債権者が譲り受けるという形式をとるもの（非典型担保の一種）

集合動産譲渡担保（流動動産譲渡担保）＝譲渡担保の目的物を、内容が変動する一定範囲の集合物（在庫一式、いけすの中の養殖魚 etc.）とするもの

**最判昭 62・11・10 民集 41-8-1559**

「債権者と債務者との間に、……集合物を目的とする譲渡担保権設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によってその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至り、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶものと解すべきである。したがって、動産売買の先取特権の存在する動産が右譲渡担保権の目的である集合物の構成部分となった場合においては、債権者は、右動産についても引渡を受けたものとして譲渡担保権を主張することができ、当該先取特権者が右先取特権に基づいて動産競売の申立てをしたときは、特段の事情のない限り、民法 333 条所定の第三取得者に該当するものとして、訴えをもって、右動産競売の不許を求めることができるものというべきである。」

→集合物が譲渡担保権の目的

動産譲渡担保の対抗要件＝引渡し

→譲渡担保権者（X）は占有改定（民 183）の合意にもとづいて占有を取得